学校教育法(抜粋)

第一章 総則

- 第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
- 第二条 学校は、国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学 法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。)、地方公共団体(地方独立行政法人 法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下「公立大学法人」という。)を含む。次項及び第百二十七条において同じ。)及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)のみが、これを設置することができる。
- ② この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、 私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。
- 第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に 関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。
- 第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。
 - 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
 - 二 市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。)の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
 - 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都 道府県知事
- ② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、 同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の 定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
 - 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学 が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
 - 二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止
 - 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項
- ③ 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の 事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとる べきことを命ずることができる。
- ④ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)(指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
- ⑤ 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。
- 第四条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府 県の教育委員会に届け出なければならない。
- 第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。
- 第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、

義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

- 第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。
- 第八条 校長及び教員(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の適用を受ける者を除く。) の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。
- 第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。
 - 一 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、 当該失効の日から三年を経過しない者
 - 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を 経過しない者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 第十条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、 児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- 第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。
- 第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ 同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。
 - 一 法令の規定に故意に違反したとき
 - 二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
 - 三 六筒月以上授業を行わなかつたとき
- ② 前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。
- 第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学 及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項 について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したとき は、その変更を命ずることができる。
- 第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- ② 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項(次項において「勧告 事項」という。)が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。
- ③ 文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。
- ④ 文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うために 必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第六章 高等学校

- 第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通 教育及び専門教育を施すことを目的とする。
- 第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
 - 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健や かな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
 - 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、 一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展 に寄与する態度を養うこと。
- 第五十二条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第六十二条において読み 替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。
- 第五十三条 高等学校には、全日制の課程のほか、定時制の課程を置くことができる。
- ② 高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。
- 第五十四条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。
- ② 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。
- ③ 市(指定都市を除く。以下この項において同じ。)町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの(以下この項において「広域の通信制の課程」という。)に係る第四条第一項に規定する認可(政令で定める事項に係るものに限る。)を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。)又は指定都市(指定都市が単独で又は他の指定都市若しくは市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会(公立大学法人の設置する高等学校にあつては、当該公立大学法人)がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。
- ④ 通信制の課程に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。
- 第五十五条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。
- ② 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。
- 第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の 課程については、三年以上とする。
- 第五十七条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。
- ② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は 文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な 程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以 上とする。
- ③ 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。
- 第五十八条の二 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第九十条第一項に規定する者に限る。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。
- 第五十九条 高等学校に関する入学、退学、転学その他必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。 第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
- ② 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。
- ④ 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
- ⑤ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- ⑥ 技術職員は、技術に従事する。
- 第六十一条 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置くと

きは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならない。ただし、命を受けて当該課程に関する校務をつかさどる副校長が置かれる一の課程については、この限りでない。第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。